

# 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講報告

フィールド科学系部門 氏名 積山 嘉昌

## 1. はじめに（目的等）

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、令和3年4月1日から施行・適用されることになった。

業務で作業機械、施設の修理で使っていることから、本講習を受講した。

## 2. 期間・場所

期間：令和3年8月10日（火）～8/11日（水） 2日間

場所：広島県労働基準協会志和教習所（東広島市志和町七条椀坂 10493-250）

## 3. 参加者等

44名（広島中央・呉・三原・三次・広島北管内）

## 4. 研修内容

8/10（火）8：45～16：05

- ・健康障害及びその予防措置に関する知識

薬剤師 河野 一裕 先生

- ・関係法令

労働衛生コンサルタント 吉田 敏明 先生

8/11（水）8：50～17：25

- ・作業環境の改善方法に関する知識
- ・保護具に関する知識

中央労働災害防止協会 安全エキスパート 山岡 和寿 先生

## 5. まとめと感想

特定化学物質の性質、取り扱いについて知識を学ぶことができた。今後の業務の中で、作業環境管理、作業管理、健康管理といういわゆる労働衛生の3管理と作業者に対する指導を行うために、学んだ事を活かしたい。